答 弁 第 三 号昭和二十八年十一月七日受領

内閣衆質第三号

昭和二十八年十一月七日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議員松浦周太郎君提出国有林野整備臨時措置法に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議

院

議

長

堤

康

次

郎

殿

(質問の三)

衆議 院議 I 員 松浦 I 周太郎君提出国有林野整備臨時措置法に関する質問に対する答弁

国有林 -野整: 備 臨 時 措置 法第一 条第一 項第四号に関する事例と思われるが、 本条項の 趣旨は国が :経営す

供給する慣行があつたため、現に特別な施業を行つているものについては、売り払うことができること ることを必要としない国有林野で、その所在する地方の住民に対し、その自家用に供する薪炭の原木を

となっているので、 御質問のような箇所がこれに該当すれば売払の対象となるものである。

二、 三、 兀 二以上の売 払 の申 ·請が売払 の公告後三十日以内で営林局長の定める申請書 $\overline{\mathcal{O}}$ 提出期間内に提

出された場合には、 玉 |有林野 7整備 臨時措置法第一条第二項に定め る優先順 位 に従 1 売払 \mathcal{O} 相手方を定め

なけ ń ばならな 従つて第二、 第三、 第 四 の場合貴見の 通りであると考えられ る。

五.

国有林

野整備

臨

時措置

法第一条第二項第一号において、

売払

0

順序が明示されているからこの

順

位に

より売り払われることになつているので、 売払の請求が二以上からなされた場合競願を理由として当該

国有林野を売払いはしないということはないわけである。 しかしながら具体的な問題として、 売払に当

つては当該国有林野と最も密接な利害関係を有する部落民が、先順位の者に売り払うことについて反対

を表明する場合は、なるべくこれが調整を当事者間に求め、売払後の紛争等をきたさぬよう行政上の配

慮をしている事例はある。

右答弁する。